

令和2年4月2日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口新風会
碓 康雄
木岡 たかし
こんどうともあき

川口市における新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての意見書

1. 現状

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、イベントや不要不急の外出自粛の要請、学校の閉鎖措置も取られてきましたが、残念ながら感染が広がっています。厚生労働省によれば、4月1日12時時点で2,178名に達し、感染経路がわからない例も増えていることから、「感染爆発」が強く懸念される事態に至っています。3月13日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法が成立し、総理大臣が緊急事態宣言を出せば、都道府県知事は、法律に基づいた対策を打ち出せる制度が整備されました。

人や物の流れが減少したことから、経済への影響も大きく、リーマンショックを超えるとの見方もあります。こうした中で、国は、売上等が減少している事業者に対して、日本政策金融公庫を通じた無利子・無担保融資や、中小企業信用保険法に基づいたセーフティネット保証4号及び5号認定による低利の融資を行っています。埼玉県は、中小企業制度融資として低利の融資を行っており、報道によれば、さいたま市も4月1日から緊急特別資金融資を実施することです。

こうした支援策が打ち出されるなか、中小事業者からは、法人予定納税の減免、甚大な影響を受けている業種への補助（給付型含む）、雇用調整助成金の上乗せ、無利子緊急融資などを求める声も上がっています。

安倍首相は、現段階では緊急事態宣言を出す状況にはないとしつつも、「瀬戸際の状態が続いている」と述べています。現時点では、「感染爆発」に至るか否かの「重大局面」あり、国、県、市が連携して取り組みが極めて重要となっています。川口市としても、最悪の状況を想定して準備をして、できることをすべて実施していくことが必要な状況となっています。

2 市が行うべき施策の提案

現在、感染爆発に至るか否かの瀬戸際にあります。市独自の施策を含め、感染拡大を防ぐために最大限の努力が必要です。さらに感染が広がる最悪の状況を想定して準備が必要です。

(1) 感染の拡大についての対策

川口市においてもこれまで18例の感染者が報告されています。感染確認のたびに市から公表されていますが、今後、さらに増加することが強く危惧されます。

- ア 学校を再開すべきか否かの再検討をすること。東京都では、都立学校の再開時期をGWまで遅らせることが本日（4月1日）決まりました。
- イ 緊急事態宣言が出された場合に迅速な対応をとれるように、埼玉県と調整して、十分な準備をしておくこと

(2) 中小事業所への支援

川口市商工会議所のアンケート調査によれば、半数以上の事業者が悪化しているとしています。経営資源が充分でない中小事業者が倒産・廃業すれば、市の経済・雇用に大きな影響が生じます。事業の継続ができるように有効な支援をすることは、極めて重要です。

- ア 国・県の支援制度を利用しやすいよう、柔軟かつ速やかに対応をすること
- イ 国・県の融資制度を利用した場合でも、利子・保証料が発生する場合がありますので、市独自の対策として、利子・保証料分の給付を検討すべきこと
- ウ 外出自粛などの影響を受ける市内事業者への給付型の助成制度の検討をすべきこと

(3) 感染者数が大幅に増化に備えた医療体制の整備

厚生労働省は、「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」において、新型コロナウイルス感染症患

者数が大幅に増えたときのピーク時の医療需要の目安を公表しており、これを川口市に当てはめると、外来を受診する患者数は1日当たり約 2,000 名、入院が必要な患者数は1日当たり約 900 名、重症者として治療が必要な患者数は1日当たり約 30 名となっています。感染者の予測は困難なことから、これ以上の拡大を想定して対応できるよう準備していく必要があります。

- ア 医療崩壊を防ぐために、医療従事者に対する過度の負担にならないよう体制を整備すること
- イ 国が試算した感染者以上の患者発生を想定し体制を整備すること
 - ・PCR 検査体制の拡充すること。現在の PCR 検査能力 1 日 20 人を外来受診者予測 2,000 名に対応できるよう強化が必要です。
 - ・防護服、マスク、消毒液など、必要な資材の確保を確実に行うこと
 - ・感染者の収容施設の確保を進めること。例えば旧市役所庁舎を活用できないか検討すること
 - ・重症患者に必要と言われる人工呼吸器の確保を行うこと
 - ・市内事業者がマスクや人工呼吸器の生産を新たに始めるなどの場合、給付型の支援制度を創設すること。

以上

<参考資料>

1 川口市における新型コロナウイルス対策の主な取り組み

- (1) 市民向け注意喚起・電話相談
 - ・注意喚起ポスターの配布
 - ・感染症相談電話の設置（3月2日からは5回線）
 - ・3月29日、市長名で、不要不急の外出等自粛を要請
- (2) 市内医療体制の確保
 - ・「帰国者・接触者外来」を市内に複数設置
 - ・医師会、歯科医師会にマスク1万6千枚を提供
- (3) 保健所におけるPCR検査の実施
 - ・3月3日からPCR検査を開始（138名うち陽性18名、4月1日現在）
- (4) 新型コロナウイルス対策本部会議の開催
 - ・3月24日までに4回開催
- (5) 市役所・市施設等における感染予防
 - ・イベントの中止・延期、施設の休館
 - ・庁舎内に来館者用の手指消毒アルコールを設置
- (6) 学校における対応
 - ・3月2日から市立小・中・高・幼稚園を一斉休校
 - ・休校期間中、児童を小学校で預かる。放課後児童クラブを通常通り開室
- (7) 上下水道料金に掛かる対応
 - ・感染症の影響により支払いが困難な方からの相談受付、支払い猶予
- (8) 税金に係る対応
 - ・感染症の影響により納税が困難な方からの相談受付、納付を猶予
- (9) 市内経済への影響対策
 - ・中小企業への支援（融資相談、経営相談等）
 - ・3月17日に産業団体との意見交換会を開催
 - ・3月30日に金融機関との意見交換を実施